

新	旧	備考
<p>資源エネルギー案件に係る海外事業資金貸付保険の取扱について</p> <p>平成 29 年 4 月 1 日 17 - 制度 - 00014 沿革 (略)</p> <p><u>令和 5 年 1 月 30 日 一部改正</u></p>	<p>資源エネルギー案件に係る海外事業資金貸付保険の取扱について</p> <p>平成 29 年 4 月 1 日 17 - 制度 - 00014 沿革 (略)</p>	
<p><u>附 則</u></p> <p><u>この改正は、令和 5 年 3 月 20 日から実施する。</u></p>		
<p>(別添)</p> <p>資源エネルギー総合保険特約 (海外事業資金貸付)</p> <p>第 1 章 海外事業資金貸付 (貸付金債権等) 保険に付す特約</p> <p>「 保険金額は、保険価額に次の割合を乗じた金額の範囲内の額とする。 一 (略) 二 約款 (貸付金債権等) 第 3 条第 10 号から第 12 号までに該当する事由の場合 100 分の 97.5 」</p>	<p>(別添)</p> <p>資源エネルギー総合保険特約 (海外事業資金貸付)</p> <p>第 1 章 海外事業資金貸付 (貸付金債権等) 保険に付す特約</p> <p>「 保険金額は、保険価額に次の割合を乗じた金額の範囲内の額とする。 一 (略) 二 約款 (貸付金債権等) 第 3 条第 10 号又は第 11 号に該当する事由の場合 100 分の 97.5 」</p>	